

令和 8 年度 第 4 回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第 1 項による
2. 日 時 令和 8 年 7 月10日 午後 1 時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による意見の聴取について（諮問）

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

1 番 本田 和登	2 番 奥村 恭代	3 番 本田真由美
4 番 上田 一之	5 番 坂本 秀孝	6 番 井本久美子
7 番 外村 和彦	9 番 永野 健一	1 0 番 井芹 康雄
1 1 番 緒方 知治	1 2 番 田端 孝士	1 3 番 赤星 龍己
1 4 番 岡本 篤幸		

農地利用最適化推進委員

田上 安幸 本田 廣正 緒方 満之

7. 欠席委員

農業委員

8 番 野口 拓哉

農地利用最適化推進委員

田上 菊夫 井上 聖 亀澤 英治 井上 誠也 後藤 孝一
草場竜一郎 上村 敦之

8. 議事録署名人

4 番 上田 一之

5 番 坂本 秀孝

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑一徳

事務局職員 美濃田知也、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。それでは定刻になりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和8年度第4回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まず、岡本会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。梅雨が明けたと思ったら、いきなり猛暑日ですね、日中の農作業もできないぐらいですが、皆さん農作業をされる前はですね、水分補給等を行いながら、熱中症にはくれぐれも御留意願いたいと思います。

本日はですね、議題にありますように、中間管理関係の議案1件でありますので、そう時間はかからないと思いますので、よろしくお願いをいたします。簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いします。

会 長 それでは、本日は、4番委員の上田一之委員と、それから、5番委員の坂本秀孝委員をお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長にお願いします。

会 長 それでは、早速、議案審議に入ります。

議案第15号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いします。

議案第15号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について、別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。

令和8年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の2ページをお願いします。

甲農第606号、令和8年6月24日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様、甲佐町長、甲斐高士。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について（諮問）。

農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聞くこととなっておりますので諮問いたします。今回の計画につきましては、令和8年9月1日貸付開始分の申請です。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画につきましては、田が42筆の46,564平米、畑が4筆の2,848平米となります。

委員の皆様には審議していただきますのは新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

会 長 それでは、3ページをお願いします。

議案第15号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取についてを審議いたします。

番号1番と番号2番は相手方が同一のため、一緒に審議したいと思います。

それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。6ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに田口橋がございまして、1.4キロメートル圏内に番号1番と2番の申請地が5筆ございます。

また、一番地図上左側に番号2番の申請地が1筆ございまして、それ以外の番号1番の申請地4筆につきましては、このように隣接、混在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番、2番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

どうぞ。

推進委員

この1番の人、これ去年までね、全部田植は個人でしとったんですけどね。ここに契約満了に伴う再契約とありますけれども、今度新規契約なんですね、この人は。理由は満了ではないと思います。

それと、もう1個、これもちょっと調べてほしいんですけども、2番の方、これはちょっと行政区田原ですから、これ前からね、ここはあぜ倒してあるんですね。前から、ここは契約を本当にしてあったのかどうかをチェックをお願いします。

以上です。

会 長

事務局、回答できますか。

事務局

今の本田推進委員のほうから御質問あった件について回答いたします。

番号1番と2番はですね、これまでも農業公社を通じて貸し借りをされていらっしやいまして、●●農園さんが借りていらっしやった農地でございます。

推進委員

その大きい1番も。

事務局

はい。

推進委員

1番は、これ、個人で全部今までつくりよったんよ。ねえ、坂本さん。

○5番

そうそう。

推進委員

だから言ってるんだよ。

○5番

個人が。

推進委員

違います、それは。

○5番

今年から●●さんがつくりよる。

推進委員

だから、結局、今度つくる人から私のほうに相談があって「つくってよいか」と言うことですから、「そら構いませんよ」と。要するに、法人には登録してないから。個人経営でこれは今まで全部自分でやられていました。

以上です。

事務局

すみません、もう一度、再確認します。

推進委員

はい。

会 長

だから、そのところ確認して、契約期間満了にはならんというところで、そのところはちょっと文言が変わる可能性があるからね。そのところはちゃんと確認してからあれしてください。

下も一緒ですか、これ。

推進委員

下はちょっと分かりません。行政区がね、これ田原だから。ただ、本当に契約されてるのかどうか。大分前からね、あぜ倒してあるんですよ。狭い田ん中で。

ずっと下のほうからもそれで使われてたから、その前に、本当に契約してたかはどうかは分かりません。あぜは大分前からされてあります。

あぜないでしょう。

事務局 はい。あぜがなくて、隣の農地も所有者は別の方なんですけど、耕作者は●●農園さん。

推進委員 うん、だから、それは契約してあったの。

事務局 はい。

推進委員 その2番の人は、今まで。

事務局 はい。2番もはい。

推進委員 であれば構いません。1番は契約されてないからね。違いますよって話。

事務局 そうですね。すみません、一旦確認してから、また報告をしたいと思います。

会 長 ちょっと確認して、後で報告しますので。

推進委員 はい。

会 長 ただ、そうであれば、契約期間満了にはならないから。

推進委員 うん、期間満了では、上の人はない。全部個人経営ですからね。

会 長 新規になるのかどうか知らんけど、ちょっと確認しますので、それで了解を。

推進委員 はい。

会 長 ほかに何か御質問ございませんか。

じゃあ、1番、2番の件はですね、後で、今確認をしに行っております。確認後、採決いたしますので、そういうことで次に進んでまいります。

それでは、続きまして、番号3番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。7ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。ここに国道443号線が走っておりまして、大八運輸さん、西邦電気工業株式会社さんがございます。番号3番の申請地は、大八運輸さんから約520メートル圏内のところに4筆、点在また隣接しております。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号3番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされております。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から3番の説明があったところです。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
それでは、質問もないようでございます。
それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号3番については原案のとおり決定をしまいたします。
続きまして、番号4番と5番は相手方が同一のため、一緒に審議をいたします。
それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。8ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。
申請地は赤色の部分でございます。こちらを県道嘉島甲佐線が走っておりまして、木村のあられさん、熊本ダイハツ販売株式会社さんがございます。番号4番の申請地につきましては、こちら木村のあられさんから約310メートル圏内に番号4番の申請地が2筆ございます。熊本ダイハツ販売株式会社さんから約260メートル圏内に5番の申請地が3筆このように点在しております。
次に、相手方の状況について説明いたします。
番号4番、5番の相手方は御船町の認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。
説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。質問はございませんか。
質問もないようでございますので、それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号4番、5番については原案のとおり決定をしまいたします。
続きまして、番号6番について審議したいと思います。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。9ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらを県道嘉島甲佐線が甲佐町から熊本市方面に走っておりまして、こちらに木村のあられさんがございます。番号6番の申請地は、こちら木村のあられさんから530メートル圏内に2筆隣接しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号6番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、花の作付をされています。これまでも中間管理機構を通した貸借契約をされており、申請地にはビニールハウスを建て、シクラメンとカーネーションの栽培をされておりました。今後もハウス内でシクラメンとカーネーションの栽培をされ、効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、先ほど宿題にしておりました件で、事務局から説明をお願いします。

事務局 すみません、今、推進委員さんの御質問について確認してきましたところ、1番の■■さん、この方については、これについては契約がちょっと入っていない状況で、今回がですね、初めての契約、こちらの相手方との契約になります。

以上になります。申し訳ございません。

会 長 で、文言は何て。

事務局 こちらですね、文言のほうは、移動の理由は経営規模拡大でよろしく願います。

会 長 本田推進委員、よろしいですか。ということでしたので。

推進委員 はい、いいですよ。

会 長 今の訂正をしてください。

推進委員 はい。

○7番 これは何遍も言いようばってん、やっぱりこの契約区分は新規とか、全部新規になっとるけん、再契約で新規になっとるけん、そぎゃん問題が出てくつとじゃなろうかでしょう。だけん、ここば変えるなら、もうちょっと分かりやすくなるとじゃなからうかと思うばってん。まあ、独り言です。どうせ、変わらせんとやけん。

会 長 外村さんの件には、以前事務局から。

○7番 はい。前から何遍か言うたつばってんが、どうせ変わらんけん、黙っときます、

あとは。そうばってん、そぎゃんしたほうが分かりやすかつじゃなかろうかと思うんですね。全部が新規なもんだけん。ほんなもんの新規と再契約もあるからですね。区分が違うと思うばってんが、以上です。

会 長 なら、今まで言うた文言の訂正、議案の内容はですね。何て言ったかな、もう 1 回。

事務局 経営規模拡大。

会 長 経営規模拡大で。

それでは、1 番、2 番についてはですね、今言ったような回答に賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者挙手)

それでは、1 番、2 番については原案のとおり決定をしまいります。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

番号 7 番と番号 8 番は相手方が同一のため、一緒に審議をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。10 ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちら、県道嘉島甲佐線が走っておりまして、こちらに木村のあられさん、九州自動車道がこちらにございます。番号 7 番の申請地につきましては、木村のあられさんから西へ約 570 メートルのところに 1 筆、九州自動車道高架下のところにもう 1 筆ございます。また、番号 8 番の申請地につきましては、こちら、木村のあられさんから 950 メートル圏内に 3 筆点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号 7 番、8 番の相手方は御船町の認定農業者で、主に米、麦、露地野菜の作付をされています。今回の申請地にも米、麦の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から番号 7 番、8 番についての説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問ないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号 7 番、8 番については原案のとおり決定をしまいり

ます。

続きまして、番号9番から番号11番は相手方が同一のため、一緒に審議をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。11ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに緑川サービスエリアがございまして、530メートル圏内に3筆、このように点在しております。

また、地図上一番左が9番申請地、間が10番申請地、右端が11番の申請地になっております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号9番から11番の相手方は御船町の認定農業者で、主に米、キャベツ、ジャガイモ、カボチャ、ブロッコリーの作付をされています。今回の申請地にもキャベツ、ブロッコリーの作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありましたところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

それでは、質問ないようでございます。

採決を行いたいと思います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号9番から11番については原案のとおり決定をしております。

続きまして、番号12番から番号14番は相手方が同一のため、一緒に審議をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。12ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに甲佐町役場がございまして、役場から北西へ約680メートルのところに12番の申請地が1筆ございます。また、役場から北西へ約390メートルのところに13番の申請地3筆がございまして、甲佐町役場から南西へ約350メートルのところに14番の申請地が1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号12番から14番の相手方は認定農業者で、主に米の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

外村委員、どうぞ。

○ 7 番 5,800平米、5反8畝作りよんなはって今度、6反4畝ばかりいっだん借んなはってということですかね。契約が。

事務局 はい。

会 長 借りるのが多なつです。借りるのが多なつということです。

○ 7 番 はい、分かりました。

会 長 ほかに何かございせんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号12番から番号14番については原案のとおり決定をしまします。

続きまして、5ページをお願いします。

番号15番から番号21番は、これもまた相手方が同一のため、一緒に審議をしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。13ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

また、対象農地については密集しておりますので地番のみ表記しております。

こちらに田口橋がございまして、こちらにJ A上益城本所がございまして。番号15番から21番の申請地は、J A上益城本所から約220メートル圏内に17筆、このように

隣接、点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号15番から21番の相手方は山都町の認定農業者で、主に米、ニンジン、ジャガイモ、キュウリ、サトイモの作付をされています。今回の申請地にも田には米を、畑にはニンジン、ピーマンの作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長 ただいま番号15番から21番までの説明がありました。
 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
 本田委員、どうぞ。

○1番 これは全部、対価はゼロですか。

会 長 事務局。

○1番 借収はゼロ。

事務局 はい。使用貸借で全て契約をされています。

○1番 ただで作ってやらず。

事務局 はい。

会 長 田端委員、どうぞ。

○12番 ここは今までは各自が耕作されてたんですか。各自が。今回から山都の▲▲さんがされる。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 回答いたします。

これまではですね、基盤強化促進法で貸借契約を結んでいらっしやいまして、これまでも▲▲さんが、借受人の方が借りていらっしやいました。

今回はこの契約期限が切れますので、機構法による貸借契約を結ばれることになっています。中間管理機構を通した貸し借りに変えられての契約になっています。

会 長 同じですね、形は前と。それを、期限が切れたからまた▲▲さんが作ることになっています。

ほかに何かございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号15番から21番については原案のとおり決定をしてまいります。

本日は議案1件でありましたので、議案は全て終了いたしましたので、あとは事務局のほうへバトンタッチします。よろしくお願いします。

事務局長 これをもちまして、第4回定例農業委員会総会を閉会いたします。お世話になりました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

4 番

5 番